

# 不正改造は

# 犯罪

# です!!

環境破壊と  
交通事故の  
原因になります!!

## STOP! THE不正改造

不正改造車の使用者

整備命令の発令

不正改造を実施した者

6か月以下の懲役又は  
30万円以下の罰金

## 不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本産送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車運送、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会連所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会

# 不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。



このような改造は、**不正改造**です。

- 1** 灯火類の灯光の色を変更  
クリアレンズ等不適切な灯火器  
及び回転灯等の取付け



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

- 2** 運転者席・助手席の窓ガラスへの  
着色フィルム等の貼付け  
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



- 3** 基準外ウイングの取付け



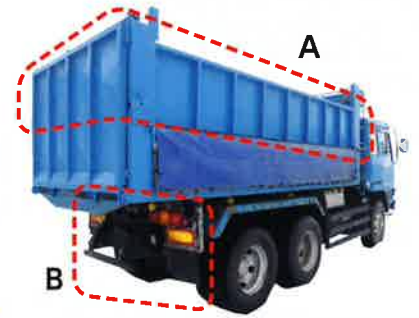
- 4** 基準不適合  
マフラーの  
装着/  
消音器の  
取り外し



- 5** タイヤ及び  
ホイールの車体  
(フェンダー)外  
へのはみ出し



- 6** A. 荷台さし枠の取付け・燃料  
タンクの増設  
B. 突入防止装置の切断・取外し



- 7** 前面ガラス等への  
装飾板の装着



- 8** 速度抑制装置(スピードリミッター)  
の解除・取外し



- 9** ディーゼル自動車が出す  
黒煙



不正改造例

このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容、黒煙等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車  
・黒煙  
110番

北海道運輸局 011-290-2752

中部運輸局[不正改造] 052-952-8042

四国運輸局 087-835-6369

東北運輸局 022-791-7534

中部運輸局[黒煙] 052-952-8044

九州運輸局 092-472-2537

北陸信越運輸局 025-285-9155

近畿運輸局 06-6949-6453

沖縄総合事務局 098-866-1837

関東運輸局 045-211-7254

中国運輸局 082-228-9142

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→





うるさい!

近所迷惑!

あなたは  
まわりからうるさいと  
思われて困っていませんか?



排除対策を強化!

違法

マフラーの



STOP!!  
THE  
不正改造



交換用マフラーは基準適合品をお使い下さい。

**不正改造は犯罪です!**

# マフラー(消音器)に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

## ① 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

### 不適合事例

■マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの

(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



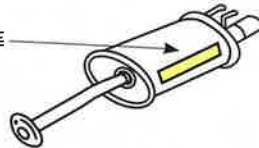
## ② 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

### 基準に適合するものの例

#### (1) 次のいずれかの表示があるマフラー

(イ) 自動車製作者表示(純正マフラー)

(例) 自動車メーカー商号、商標等



(ロ) 装置型式指定品表示(自マーク)

(例) 自

(ハ) 性能等確認済表示(確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示)



(第1種後付消音器の性能等確認済表示の例)

確認機関の略称のサンプル例



(ニ) 協定規則適合品表示(Eマーク)

(例)



(ホ) 欧州連合指令(EU指令)適合品表示(eマーク)

(例)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。)

#### (2) 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(イ) 加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

(ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。

(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)

・COCペーパー(EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)

・WVTAラベル又はプレート(EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

注意!

平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考:不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令  
→整備命令に従わない場合については  
50万円以下の罰金

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は  
30万円以下の罰金